

●申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

対象者	持参するもの
●全員	本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、資格確認書など)
●事業所得(農業・営業など)や不動産所得がある人	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
●給与所得がある人	給与所得の源泉徴収票
●公的年金を受給している人	公的年金などの源泉徴収票
●一時所得(生命保険一時金、損害保険返戻金など)や雑所得(個人年金など)がある人	収入や必要経費が確認できるもの
●生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人	支払証明書
●国民年金の控除を受ける人	保険料控除証明書
●医療費控除を受ける人	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
●障害者控除を受ける人	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
●肉用牛の免税を受ける人	肉用牛売却証明書
●住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
●所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する人	口座番号・通帳登録印

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。

※事業所得、不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は、事前に作成の上、会場にお越しください。未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後、申告相談を受けるため、時間を要することになります。様式は、税務課・各支所地域振興室に用意しているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ  
税務課市民税係  
西城支所地域振興室  
東城支所地域振興室  
口和支所地域振興室  
高野支所地域振興室  
比和支所地域振興室  
総領支所地域振興室  
庄原税務署



<b>0</b>								
8	8	8	8	8	8	8	8	8
2	2	2	2	2	4	2	2	2
4	4	4	4	4	7	4	4	4
72	88	85	86	87	2	5	82	73
1	3	3	2	2	2	1	2	1
0	0	0	1	1	1	2	1	4
0	6	1	5	2	2	1	2	4
1	3	1	1	2	1	1	4	6

- 申告相談会場の混雑を避けるため、住民税申告を行う人は、郵送での提出を推奨しています。その際、申告書の控えを返送するため、切手を貼り宛名を記載した返信用封筒を同封してください。(同封がない場合、申告書の控えは送付できません)
- 会場入口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内の定期的な換気を行います。

ご協力ください

## 申告に必要なもの



**申告準備はお早めに!**

## 市・県民税の申告相談

稅務課市民稅係 ☎0824-73-1146

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の日程表は行政文書で各戸配布しています。申告が必要な人は、各戸配布の文書で日程を確認し、期間内に申告してください。

- まずは下記のフローチャートで申告手続きが必要かどうかを確認してみましょう。
- 次の場合には、庄原税務署での確定申告が必要です。
  - ・ 青色申告の人
  - ・ 土地や建物、株式の譲渡所得および山林所得がある人（※3月以降に税務署での受付）
  - ・ 先物取引による所得がある人
  - ・ 太陽光発電による売電収入がある人
  - ・ 雑損控除や住宅借入金等特別控除（1年目）がある人
- 税務署に確定申告書を提出した人は、住民税申告を行う必要はありません。
- フローチャートに沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。

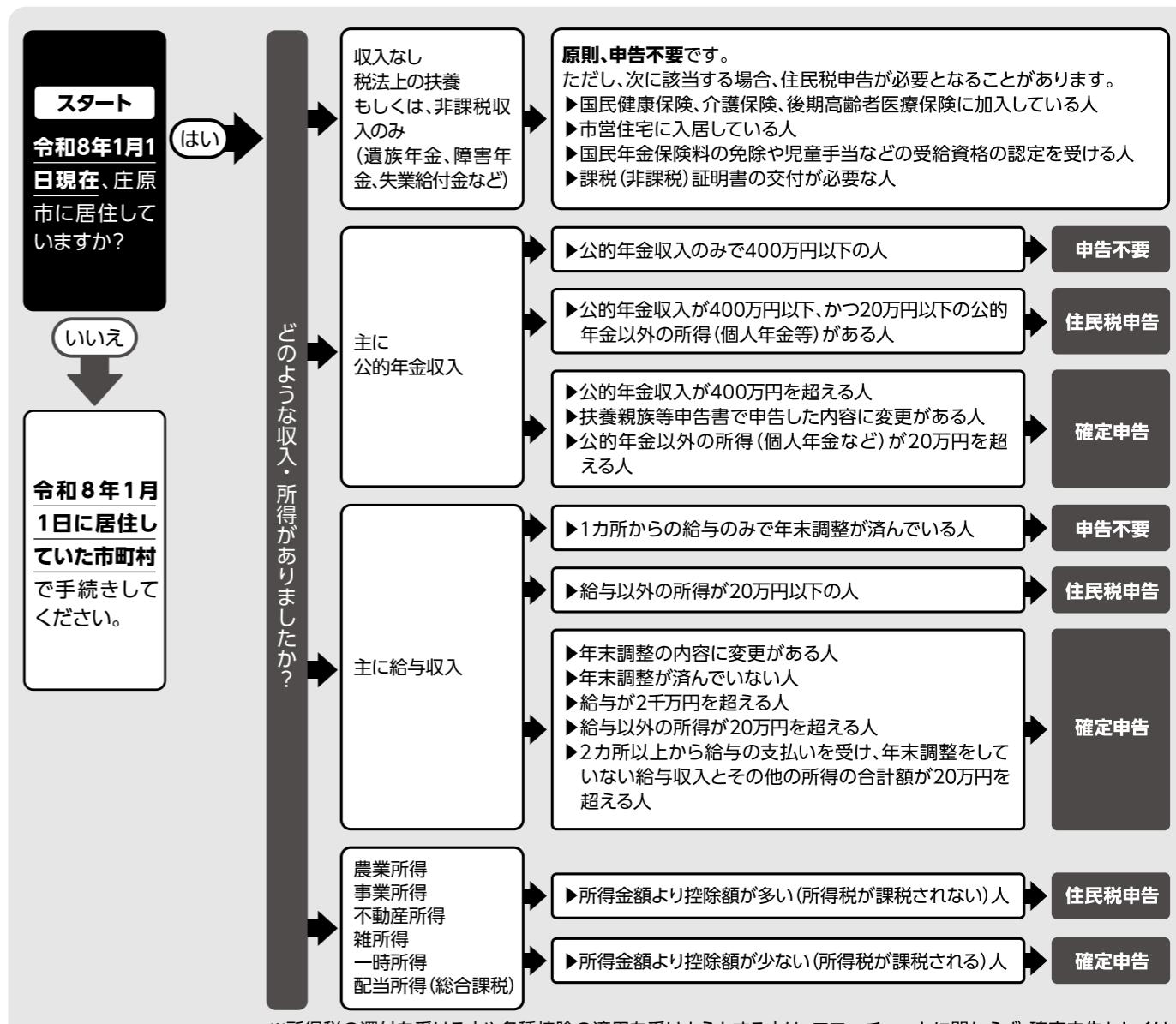
確認してみよう！

**申告受付期間**

**2月16日(月)**

▼

**3月16日(月)**



※所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず、確定申告もしくは住民税申告が必要です。